

うきは市農業委員会第31回総会議事録

〔開催日時〕 令和5年9月11日（月）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

- 議案第1号 農地法第5条の規定による計画変更について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について
- 議案第8号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画について
- 議案第9号 非農地判断（非農地証明願）について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第3号 耕作台帳名義人変更届について

（出席委員）

- | | | | | | |
|-----|-----|--------|-----|--------|--|
| 会長 | 16番 | 佐々木 芳幸 | | | |
| 副会長 | 15番 | 中村 稔 | | | |
| 委員 | 1番 | 樋口 健次 | 8番 | 高浪 眞次 | |
| | 2番 | 佐々木 光則 | 9番 | 樋口 美智子 | |
| | 3番 | 後藤 一善 | 10番 | 家永 学 | |
| | 4番 | 園田 忠行 | 12番 | 堀江 清成 | |
| | 6番 | 内山 良江 | 13番 | 佐藤 和弘 | |
| | 7番 | 後藤 義道 | 14番 | 日野 吉光 | |

欠席委員 5番 森 和正

（農業委員会職員）

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 池田 奈津希

会長 挨拶
局長 続きまして議案審議報告に入らせていただきます。
規約に基づき会長が進行いたします。よろしく申し上げます。
議長 それでは暫時議長を務めさせていただきます。本日の議事録署名人を5番委員
と6番委員にお願いいたします。それでは審議に入りたいと思います。
議案第1号農地法第5条の規定による計画変更申請についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

(議案第1号上程)

事務局 (議案第1号説明・朗読)
議長 それでは分科会長の意見を求めます。
分科会長 現地調査を行いました。変更前は研究所の建設の予定でありましたが、変更後の
計画は保養所及び研究施設であるため内容は依然と同等だと思います。
議長 それでは質疑に入りたいと思います。何か質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

なければ採決に入ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。
それでは議案第2号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請に
ついてを議題とします。1番より事務局の説明を求めます。

(議案第2号-1上程)

事務局 (議案第2号-1説明・朗読)
議長 それでは分科会長の意見を求めます。
分科会長 現地調査を行い申請地の北側に所有の住宅兼建築土木の事務所があり申請地は
物置及び資材置場の活用するようです。現在は西側に進入路がありますが、将来
的には北側の住宅兼事務所を改築する際に、進入計画がなされております。特に
問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長 それでは担当委員の意見を求めます。
14番 ただいま事務局並びに分科会長の説明の通りであります。受益地以外の農地で
あるというような証明もあり、特に問題なかろうかと思しますのでご審議のほ
どお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号-1について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いただきます。

それでは議案第2号-2を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-2上程)

事務局 (議案第2号-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 今事務局から説明がされた通りでございます。北側に水路が流れておりそこから引き続きする計画となっております。特に問題ないと思っておりますのでご審議の程お願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

11番 事務局分科会長のお話の通りでございます。譲受人の方の自己用住宅として申請されております。近隣農地の方の承諾もあり特に問題ないと思っております。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号-2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで県の方へ進達いたします。

議案第2号-3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-3上程)

事務局 (議案第2号-3説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 現地調査を行い今事務局から説明のあった通り申請地の北側が農業施設であり今回そちらの施設の拡張で申請されております。特に問題ないと思っておりますのでご審議の程よろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明をお願いします。

6番 今事務局と分科会長さんの方から言われた通りに、待機場所として購入したいということで特に問題ないと思っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

はいどうぞ。

13番 この土地は、1種農地となっております。

事務局 1種農地と言いますのは、周りに10ha以上の農地が広がるもの。1種農地になっておりますので、申請地は農地が広がっており10ha以上の繋がりがありますので、1種農地で判断していただいております。既存施設の2分の1というところで、今回申請ができるところでございます。

議長 他に何か。なければ採決に入ります。

議案第2号-3に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで県の方へ進達いたします。

4番5番に関しては送電線鉄塔撤去の工事ということで一緒に説明をお願いします。

(議案第2号-4・5上程)

事務局 (議案第2号-4・5説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 現地調査を行い今事務局から説明があったように、送電線鉄塔撤去工事の仮設進入路、解体資材置場として一時転用するもので期間は3ヶ月ほど予定されています。特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 それでは4番の担当委員の説明を求めます。

12番 場所は牛尻峠から妹川の方へ降りたところです。特に問題はないかと思しますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 それでは5番の担当委員の説明を求めます。

15番 こちらも場所的には、福富から牛尻峠へ向かう途中にあります。特に問題はないと思いますのでご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしということで、採決に入ります。議案第2号-4について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。

それでは議案第2号-5の賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。

それでは議案第2号-6号を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-6上程)

事務局 (議案第2号-6説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 こちらは自己用住宅建設のため使用賃貸権設定がなされています。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 それでは担当の副会長の意見を求めます。

副会長 ただいまご説明があった通り北側がご両親の家です。申請地は以前畑として使っていたようです。特に問題はないかと思えます。審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号に関して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。

それでは議案第2号-7を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-7上程)

事務局

(議案第2号-7説明・朗読)

議長

それでは、担当委員の意見を求めます。

6番

この申請地は以前譲渡人が購入されたときからそのままの状態であり、なかなか人が入っているようなところではないのですが、目的は研修施設を建てるということです。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号-7について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。

それでは議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号上程)

事務局

(議案第3号説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

3番

この土地の西側にですね、50数年になる農業用倉庫がありますが経年劣化しており、新たな農業倉庫を建設しそこで、野菜の選別されるのではないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで県の方へ報告いたします。

それでは議案第4号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてを議題とします。1番の説明を事務局よりお願いします。

(議案第4号-1上程)

事務局

(議案第4号-1説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。
8番 ご説明がありました通りでございます。理由といたしましては譲渡人は農業廃止されており譲受人は経営規模拡大ということです。また申請地は自宅から車で500mぐらいのところにありますし、特に問題はないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第4号-1について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

議案第4号-2を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号-2上程)

事務局 (議案第4号-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

3番 譲受人は、東北の方に田んぼも持ってあり自宅近くのこの農地を利用していきたいということで特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第4号-2に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第4号-3を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号-3上程)

事務局 (議案第4号-3説明・朗読)

3番 譲受人は規模拡大ということで、譲渡し人は農業廃止しているため特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第4号-3について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは、議案第4号-4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号-4上程)

事務局

(議案第4号-4説明・朗読)

議長

それでは、担当委員の意見を求めます。

6番

今説明がありました通り空き家のついた農地であります。現在申請地はブルーベリーを耕作しておりそれを維持していくようでございます。特に問題はないかと思われま。

議長

質疑へ入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

なければ採決に入ります。

議案第4号-4について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第4号-5を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号-5上程)

事務局

(議案第4号-5年金再設定説明・朗読)

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

なければ採決に入ります。議案第4号-5について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)についての説明を求めます。

(議案第5号上程)

事務局

(議案第5号説明・朗読)

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。議案第5号に賛成の方は挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り市長の方へ報告いたします。

それでは議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第6号上程)

事務局

(議案第6号説明・朗読)

議長

それでは質疑に入りたいと思いますある方挙手をお願いします。

(質疑なし)

なければ採決に入りたいと思います。

議案第 6 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで、議案通り市長の方へ報告いたします。

議案第 7 号 8 号の説明は一緒にしたいと思います。よろしくお願いします。

(議案第 7・8 号上程)

事務局

(議案第 7・8 号説明・朗読)

議長

議案第 7 号について質疑にに入りたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは議案第 7 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り報告したいと思います。

それでは議案第 8 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで市長の方へ議案通りご報告したいと思います。

それでは、議案第 9 号を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 9 号上程)

事務局

(議案第 9 号説明・朗読)

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。議案第 9 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということですので非農地判断いたします。

それでは議案が終わりましたので報告事項に行きたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

(報告 1・2 説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印